



# 山の手通信

2017年3月1日

会長 XXXXXXXXXX

## ● 総会開催について

以下の通り、定時総会を開催いたします。

-----  
• 3月19日（日）17：00～  
-----

総会資料は、監査終了後に配布し、当日は、読み上げを省略し進行させていただきます。  
また、班長さんにおかれましては 総会当日の準備やお手伝いをお願いします。

## ● 募金を自治会費で支払うシステム

募金には、「赤い羽根共同募金」「緑の募金」「日本赤十字」などの募金があります。  
自治会によっては、担当者が集金して回るケースと、あらかじめ自治会費の予算に組み込まれているケースがあるようです。

自治会費に組み込まれていれば、集金する人も、出す人も、負担を減らすことができます。

しかし、過去の最高裁の判決では、「募金や寄附金を自治会費に含めて徴収するのは違法」としています。

自治会員の中には「募金したい人」と「募金したくない人」の両者が存在するのだから、会費に含めて強制徴収することは、総会の過半数の決議をもってしても許されません。

これは、日本国憲法 第19条 及び 社会福祉法 第116条によって定められています。

山の手ウェブ【 <http://yamanote.link> 】

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

【注意】：月日を記入して次の方に回してください。最後の方は班長さんに渡してください。